

町税を滞納すると

行政サービスが制限されます

町税は、皆さんの生活に必要なさまざまな行政サービスを提供するための貴重な財源として、公平に負担していただいています。

その町税を特別な理由もなく滞納している場合には、行政サービスの制限措置をすることになります。

この措置は、納期内納税している多くの町民の皆さんとの税負担の公平性を保つことや、町税などの徴収に対する信頼性を高めるため、平成20年4月から実施しています。

- (1) サービス制限となる対象者
- 町民税(個人・法人)
 - 固定資産税
 - 軽自動車税
 - 国民健康保険税

(2) サービス制限となる対象者

①納付能力がありながら納付しない人

- ②納付計画や分納誓約書を特別な理由がなく守らない人
- ③特別な理由がなく、納付相談に応じない人
- ④その他の理由で、町長が不誠実な滞納者であると認められた人



(3) サービス制限対象者の範囲

利益を受けるサービスの種類により、申請者のみ、世帯全員、生計中心者、法人および代表者個人など、申請者以外の受益者の納税状況も確認して、滞納がある場合にはサービスが制限されます。

※ただし、滞納があっても納税相談の結果、適切な納税誓約書の提出があり、確実な納税が見込まれると認められた場合は、行政サービスの制限はされません。

(4) 制限する行政サービスの種類

制限する行政サービスの対象事業は、町が行う契約行為、報償、許認可、補助金・交付金、貸付金、町有財産の使用など、町費を投入して行う行政サービス事業(下表です)。

町税務課納税係
☎028(677)6013

行政サービス制限対象事業一覧表

区分	事業名	区分	事業名
入札・契約	競争入札参加資格	補助金・交付金	合併処理浄化槽設置費補助金
	物品等の購入		生け垣づくり奨励金
	業務の委託		雨水浸透施設設置費補助金
	工事の請負		太陽光発電システム設置費補助金
	小規模契約希望者		犬・猫避妊等手術費補助金
報償	名誉町民の推挙		農業制度資金利子補給事業
	町政功労表彰		施設野菜病害虫防除事業
	健康世帯表彰		青年農業者海外派遣研修事業
許認可	指定管理者の指定		資源環境事業関連堆肥購入補助事業
	合併処理浄化槽設置貸付金		生産調整推進対策事業
貸付金	中小企業振興資金		農地流動化奨励金
	町営住宅入居		パイプハウス設置整備事業
町有財産	町有墓地		施設園芸用ハウス設置整備事業
			新規就農者、後継者への支援
			減農薬栽培園芸作物への支援
		光の道整備事業初期費用補助金	

インフルエンザ予防接種の助成

健康福祉課健康係 ☎028(677)6042



今年のインフルエンザワクチンは、3価ワクチン(新型インフルエンザ1株+季節性インフルエンザ2株)と1価ワクチン(新型インフルエンザ1株)があります。高齢者の人は原則として3価ワクチンを接種してください。

●実施期間/10月1日~平成23年2月28日 ●対象/芳賀町民で65歳以上の人や、心臓・腎臓または呼吸器に重い障害のある(身体障害者手帳所持)60~64歳の人 ●助成額/1人1回3,600円まで(2回目は全額自己負担) ●申込/各医療機関へ直接申し込み ※予診票は医療機関と健康福祉課に用意してあります ●持参物/健康保険証・健康手帳(所持者)

※医療機関によって接種料金が異なります。

①芳賀郡市内の医療機関…無料(3,600円助成) ②芳賀郡市以外の契約医療機関…3,600円助成との差額分を自己負担 ③それ以外の医療機関…後日健康福祉課で申請手続きをすると、3,600円を上限として助成を受けることができます(申請時に接種時の領収書・予診票・印鑑・振込先の金融機関口座番号が必要)。

※64歳以下で町民税非課税世帯・生活保護世帯に該当する人は、無料で接種を受けられる証明書を発行しますので、事前に健康福祉課窓口で申請をしてください(印鑑・本人確認ができるものが必要)。

総合検診のお知らせ

健康福祉課健康係 ☎028(677)6042



後期日程が始まります

9月の総合検診が終了し、10月29日から後期日程が開始となります。後期に検診を申し込んでいる人には、受診票など必要な書類を検診の約10日前には郵送します。なお、後期日程の検診の追加・申し込みも受け付けていますので、健康カレンダーなどで検診日の確認をして健康福祉課へ申し込んでください。

中期(9月)の検診結果

総合検診中期の結果は、受診から1カ月程度で出ますが、加入している保険によって返却方法が異なります。

特定健診について

芳賀町国民健康保険加入の人⇒町から結果をお返しします。

特定保健指導に該当(積極的支援・動機づけ支援)した場合は、説明会に参加していただきます(該当しなかった場合は、郵送します)。

芳賀町国民健康保険以外の人⇒健康保険組合から直接本人に郵送されます。

特定保健指導についても各所属の健康保険組合から説明を受けてください。

特定健診以外の検診(がん検診など)の結果

町から郵送で結果をお返しします。がん検診などで精密検査が必要になった場合は、町保健師が電話をしたり、訪問することがあります。生活機能評価検診で、機能低下があった場合も訪問します。

※検診結果について相談も行っています。●日程/毎週火・木曜日 ●場所/保健センター ※要予約